

令和6年度熊野町地域経済応援クーポン券（くまポン）を発行します

現在、エネルギー・食品価格などの物価高騰に伴い、住民の家計や町内事業者の売上などにさまざまな影響が出ていることから、町内の経済活性化を図るとともに、住民・町内事業者への支援を目的として、町内の店舗で利用できる「熊野町地域経済応援クーポン券（くまポン）」を発行します。



9月中旬頃から順次、世帯主宛てに**特定記録でクーポン券を発送します**ので、ご確認をお願いします。
【**注意事項**】①郵便局から順次配達されます。そのため、地域によって到着時期が異なる場合があります。
②郵便局では、クーポン券の個別の配達状況に関する問い合わせに対応していません。

クーポン券（くまポン）の特徴

【**利用可能期間**】 10月1日(火)～11月30日(土)



- ▲「**全店共通クーポン券（水色）**」
※町内にあるすべての登録店舗で使用できます。
- ▲「**町内店舗クーポン券（桃色）**」
※町内に本店（本社）がある法人または個人事業主の登録店舗でのみ使用できます。
- 1世帯あたり6,000円分（600円×10枚）のクーポンを発行します。
※全店共通クーポン券8枚、町内店舗クーポン券2枚
- 町内の登録店舗で使用できます。店舗の詳細は、クーポン券に同封される「**参加店舗一覧**」をご確認ください。
- 1,000円（税込）以上の会計で、1会計につき2枚まで使用できます。

クーポン券（くまポン）が使えるお店を募集しています

10月から利用が始まるクーポン券事業にご参加いただける町内の店舗を募集しています。詳しくは、町ホームページでご確認ください。

- ☒以下のすべてに該当する店舗（事業者）
- 町内に店舗（事業所）があること
 - クーポン券使用者の再来店などを促す仕組みを設けること

【**申込期限**】10月31日(木)まで 【**受付窓口**】熊野町商工会 ☎854－0216
☎産業観光課 ☎820－5602 専用コールセンター ☎080－9118－7650

町ホームページ
はこちらから▶



定額減税しきれないと見込まれる人へ給付金（調整給付）を支給します

令和6年分所得税および令和6年度町民税・県民税（個人住民税）の定額減税において、定額減税しきれないと見込まれる人を対象に、減税しきれない額を1万円単位で切り上げて算定した「調整給付金」を支給します。

- ☒以下のすべてに該当する人
- 令和6年度の個人住民税所得割が課税されている人 ○合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者
 - 定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額を上回る人

▷支給額算出方法

所得税分定額減税可能額
(3万円×(本人+扶養親族))
－
令和6年分
推計所得税額
＝所得税控除不足額(①)

住民税分定額減税可能額
(1万円×(本人+扶養親族))
－
令和6年度
個人住民税所得割額
＝住民税控除不足額(②)

①+②＝調整給付金(1万円単位で切り上げ)

▷手続方法

対象者には、9月初旬までに役場から確認書が送付されます。申請は、郵送またはオンラインからできます。



◀詳細は町ホームページを
ご覧ください

☎熊野町調整給付金コールセンター ☎855－6150
(税務住民課町民税グループ)

受講生大募集！ シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会

町では、いつまでも健やかで豊かな生活を送るために、いつでも・どこでも・ひとりでもできる『シルバーリハビリ体操』の普及に努めています。

この講習会では、シルバーリハビリ体操を地域に普及する3級指導士を養成します。指導士として活動する人の活力年齢が、そうでない人と比較して9歳も若いという研究結果が出されています。あなたも、3級指導士になって、地域の健康増進・介護予防(フレイル予防)と一緒にしませんか。



時10月23日(水)から毎週水曜日（全6回） 10:00～15:30

所町民会館など

☒以下のすべてに該当する人

- ①町内在住の常勤の職に就いていないおおむね60歳以上の人
 - ②原則すべての講習に参加でき、指導士としてボランティア活動をしていただける人
- 定30人 申10月11日(金)まで 問高齢化支援課地域包括支援グループ ☎820－5605

退職時には国民年金の届出が必要です

厚生年金保険に加入している20歳以上60歳未満の被保険者（第2号被保険者）が退職し、しばらく次の会社に入らない場合や自営業などになった場合には、その期間は国民年金第1号被保険者への変更の届出をし、国民年金保険料を納める必要があります。第2号被保険者に扶養されていた配偶者（第3号被保険者）についても、第1号被保険者への変更の届出が必要です。

また、失業などによる退職で納付が困難な場合は、「失業等による特例免除」の申請ができます。未納のままにしておくと将来、老齢年金を受け取ることできない場合や、障害や死亡といった不測の事態が発生したとき障害年金・遺族年金を受け取ること 退職時の届出について▲
ができない場合があります。 (日本年金機構HP)

☎税務住民課保険年金グループ ☎820－5604 広島南年金事務所 ☎253－7710

児童手当制度改正（拡充）のお知らせ

10月分から児童手当制度が変わります。

▷制度改正（拡充）の内容

- (1)支給期間が高校生年代(18歳到達後の最初の年度末)まで延長されます。
- (2)所得制限が撤廃され、所得に関係なく「児童手当」が支給されます。
- (3)第3子以降の支給額が3万円に増額されます。
- (4)多子加算の算定対象が「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長されます。
※手当の支給対象は高校生年代までですが、子の人数を数える場合は、保護者に経済的負担がある22歳年度末までを対象とします。
- (5)支給回数が隔月(偶数月)の年6回になります。

▷申請手続きについて

【申請が必要な人】

- ①所得が所得上限限度額以上のため、支給対象外になっている人
- ②高校生年代の児童を養育しており、現在児童手当を受給していない人
- ③子が3人以上いる、かつ、保護者に経済的負担がある18歳年度末以降22歳年度末までの子を監護している人
※支給対象児童を養育している父母のうち、生計中心者（所得が高い方）が申請者となります。
※申請者が公務員の場合は勤務先で手続きをしてください。

【申請が不要な人】

- 現在児童手当を受給中の人
※ただし、上記で③に該当する人は手続きが必要です。

☎子育て支援課 ☎820－5623

詳しくは町ホームページ
をご覧ください▶



シルバーリハビリ体操教室情報 いつまでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です

町民会館A 隔毎週木曜13:30～14:30
町地域福祉会館B 隔毎週木曜10:00～11:00 ※26日(水)は町民会館学習室で行います。
町東防災交流センター1・2・3 隔毎週木曜10:00～11:00
町西防災交流センターA 隔毎週金曜13:30～14:30
町西防災交流センターB 隔毎週火曜13:30～14:30
町東ふれあい教室 隔毎週金曜10:00～11:00
町西ふれあい館C 隔毎週月曜13:30～14:30 ※16日(月・祝)、23日(月・休)は休み ※日程に変更があることがあります。